



# 環境省LD-Tech認証制度に関するFAQ

最終更新月：令和6年（2024年）4月  
環境省LD-Tech制度運営事務局



---

# リスト・水準表の拡充/更新 (個社提案) に関するFAQ

---

## 個社提案の必要書類

- 環境省LD-Techに関する設備・機器等の提案募集（以下、「個社提案」と略す）において、必要な書類は何か？
- また、根拠資料は、具体的にどのような資料を提出すれば良いのか？

### 回答

- ✓ 個社提案では、「提案シート」、「申請者用チェックリスト」、及び「根拠資料」の提出が必要となります。（今後変更となる可能性もございます。）
- ✓ 根拠資料は、提案シートに記入いただいた内容の補足資料として、提案者にて作成・準備いただき、ご提出いただきます。
  - リストへの新規追加をご提案の場合、根拠資料には、例えばCO2削減効果の計算式や計算に使用したデータの出典根拠などが記載されていることが望ましいです。
  - 水準表への新規追加をご提案の場合、根拠資料には、例えばクラス条件や能力を設定した根拠（他社製品を含め、利用者の購買条件となり得るか）などが記載されていることが望ましいです。
- ✓ 提案する設備・機器や募集区分等により、根拠資料の内容は異なりますので、ご不明点等ございましたら、事務局までお問合せください（本資料P.17参照）。

## 事前面談の設定

- 必要書類の記入方法が不明な場合、どのような対応を取ればよいか？

### 回答

- ✓ 提案シートの記入方法や根拠資料の作成方法が不明な場合、資料のご提出前に事務局との事前面談を設定頂くことを推奨しております。（募集期間前及び募集期間中どちらのタイミングでも構いません。）
- ✓ 事前面談をご依頼頂く際、以下の点について予めご共有していただくと、より円滑にご相談が進むかと思しますので、事務局への情報提供にご協力ください。
  - 提案予定の設備・機器等
  - 募集区分
  - 質問内容
  - 面談希望日時候補
  - 面談実施方法（オンライン/対面）  
※対面の場合、事務局が指定する場所にて実施

## ■ 個社提案の手続きや審査プロセス等は、どのような流れになっているのか？

### 回答

- ✓ ご提案いただいた設備・機器の掲載可否については、事務局にて審査致します。
- ✓ 審査プロセスにおいて、不明点がある場合、提案者や業界団体等の有識者、他社メーカー等に問合せを行います。
- ✓ 厳正な審査の後、事務局より提案者に審査結果を通知します。
- ✓ 同時に、該当年度の「環境省LD-Techリスト(案)」「環境省LD-Tech水準表(案)」として環境省ウェブページにて公開し、意見募集を実施します。
- ✓ 意見募集期間中に問合せのあった内容について、再度審議を行い、必要に応じ提案者等へ確認を行った後、該当年度の「環境省LD-Techリスト」「環境省LD-Tech水準表」として確定したものを公表いたします。

## 提案設備・機器が複数ある場合の記載方法

- 提案したい設備・機器が複数ある場合、提案シートにどのように記入すれば良いか？

### 回答

- ✓ ご提案される設備・機器それぞれに対し、提出必須としている資料（提案シート、申請者用チェックリスト、根拠資料）をご提出いただく必要があります。  
⇒例：3種類の設備・機器をご提案される場合は、合計3セットの提案資料（提案シート、申請者用チェックリスト、根拠資料）をご提出いただく

## ■ 個社提案と認証製品募集の違いは何か？

### 回答

- ✓ 個社提案は、「環境省LD-Techリスト」又は「環境省LD-Tech水準表」に掲載されていない技術情報や、見直しが必要な技術情報について、各メーカーや業界団体の皆様等からのご提案を募集し、その内容を基に、「環境省LD-Techリスト」又は「環境省LD-Tech水準表」の情報を拡充・更新することを目的としております。
- ✓ 一方で、認証製品募集は、該当年度の「環境省LD-Tech水準表」に基づく環境省LD-Techの製品認証に向けた製品情報の募集、そして該当年度の「環境省LD-Tech認証製品一覧」としてとりまとめることを目的としております。

---

# 環境省LD-Tech製品認証の手続きに関する FAQ

---

## 認証手続きの必要書類

- 環境省LD-Tech認証の申請手続きにあたって、必要な資料は何か？  
水準値に適合していることを証明する方法・書類は何か？  
(自社評価の実験データや第三者評価機関による評価データ等の必要性について)

### 回答

- ✓ 環境省LD-Tech認証製品の募集では、「申請資料」及び「確認資料」の2種類の書類の提出が必要です。
  - 「申請資料」とは、事務局が指定する申請書を指します。申請者ごとに1セットの提出が必要です。
  - 「確認資料」とは、申請製品が審査項目を満たしていることを申請者が証明するための資料です。「商用化確認資料」「性能確認資料」「原理・しくみ確認資料」の3種類があります。
- ✓ 水準値が適合していることを示す資料の種類は「カタログ」や「試験結果報告書」等であり、水準表に申請される各クラスについて記載されています。

- 過年度にL2-Tech認証が付与された製品（型番）についても、環境省LD-Tech認証に向けた手続きが必要か？また、過年度にL2-Tech認証あるいは環境省LD-Tech認証が付与された製品（型番）については、申請方法が簡易化されるのか？

回答

- ✓ 今年度の環境省LD-Tech認証製品一覧への掲載をご検討されている場合は、過年度に認証が付与された製品（型番）においても、今年度の製品申請にご応募いただくことが必要です。
- ✓ なお、環境省LD-Tech認証への応募に際して、今年度の環境省LD-Tech認証製品一覧（最新版）に掲載がある製品（型番）について、下記の要件に適合する場合は、簡易申請（提出必要書類の一部が免除される申請）にて手続きが可能です。

- ①今年度の環境省LD-Tech認証製品一覧（最新版）に掲載されている製品（型番）であること
- ②申請するクラス・指標の記載内容に変更がないこと
- ③申請する製品の性能がLD-Tech水準と一致あるいは優れていること

## 性能確認資料が未公開となっている場合の対応

- 環境省LD-Tech認証の申請時において、性能確認資料が未公開（例：製品カタログを更新中のため、webページ等で公開されていない）となっている場合、どのような対応をとればよいか？

### 回答

- ✓ 性能確認資料の提出にあたり、カタログ等での提出が困難な場合、「確認資料に関する誓約書」をご記入いただき、代替資料と併せて提出いただきます。
- ✓ 「確認資料に関する誓約書」は、申請書内のシートに様式がございますので、必須事項をご記入いただき、ご提出ください。

---

# 環省LD-Tech制度全体に関するFAQ

---

- 環境省LD-Tech認証製品一覧について、更新頻度は年1回か？
- モデルチェンジなど更新機種（型番）について随時追加申請ができる運用について検討できないか？

回答

- ✓ 環境省LD-Tech認証製品一覧の更新頻度は年1回です。  
（L2-Tech認証製品一覧の更新頻度と同様の運用を予定しております。）
- ✓ なお、認証製品一覧の更新頻度を含む運用については、  
次年度以降、事務局にて引き続き検討予定です。

## LD-Tech水準とは

### ■ LD-Tech水準の算出根拠は何か？また、どのように更新されるか？

#### 回答

- ✓ LD-Tech水準は、商用化されている設備・機器のうち、CO2削減効果について最高の効率性能を示す値や機能等の水準です。
- ✓ 各クラスにおける水準の指標及び計算方法、また計算のための試験条件は、環境省LD-Tech水準表に記載されています。
- ✓ 水準値の更新は、原則として事務局による調査に基づいて実施されます。
  - なお、水準値に関する情報提供も事務局にて常時受付けております。（ただし、現在のところ、更新頻度は年1回です）
  - または、毎年実施している水準表案に関する意見募集において、ご意見いただけます。

## LD-Tech Oriented認証の取扱い

### ■ LD-Tech認証とLD-Tech Oriented認証を区別してどのような活用を見込んでいるのか？

#### 回答

- ✓ 現時点では、認証製品一覧において、製品（型番）単位で「LD-Tech認証」あるいは「LD-Tech Oriented認証」として明記するのみです。
- ✓ あくまで、環境省LD-Tech認証製品一覧は、脱炭素社会に貢献する製品について情報発信を行い、ユーザーにおける製品選択の参考情報としていただくことを趣旨としております。  
したがって、上記以外の活用方法については今後検討予定です。

## トッランナー制度規定の設備機器の取扱い

- 認証製品一覧の参考資料として位置付けられている、トッランナー制度に規定される製品一覧の作成方法は？

### 回答

- ✓ トッランナー制度に規定されている設備・機器等については、事務局調査にて最高性能を有する製品群を一覧化し、本年度の認証製品一覧公開とあわせて公開の予定です。
- ✓ 該当する設備・機器等については、本資料を作成するにあたって、メーカー等による申請手続きは不要です。
  - なお、本資料は各機器に関連する業界団体等へのご確認等を行った上で、作成しております。

---

**その他**

---

- 担当者変更等によりメール配信先の変更及び停止をしたい場合、どのような対応をとればよいか？

## 回答

- ✓ 事務局までご連絡いただき、旧担当者及び新担当者の氏名、連絡先をご教示ください。
- ✓ 事務局連絡先は、以下のとおりです。（受付時間は、平日9:30～17:30）
  - メールアドレス：[ld-tech@tohmatsumsu.co.jp](mailto:ld-tech@tohmatsumsu.co.jp)
  - 電話番号：070-3892-7310
- ✓ お電話は込み合っている場合がございますため、メールでのご連絡を推奨いたします。
- ✓ その他、ご不明点等に関しましても、事務局までお問い合わせください。

